

かすみがうら市教育委員会 6月定例会会議録 (HP掲載分)

1 招集期日

平成26年6月27日(金)

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

委員長	石塚貴夫
委員	中島和彦
委員	飯村恵子
委員	宮本雪代
教育長	菅澤庄治

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	小松塚隆雄
学校教育課長	坂本重男
生涯学習課副参事(兼)図書館長	宮本敏光
生涯学習課課長補佐	廣原正則
郷土資料館長	屋代久雄
霞ヶ浦公民館長 (兼)千代田公民館長	齋藤裕之
学校教育課教育指導室長	塚谷吉行
学校教育課課長補佐	齋藤隆男
学校教育課総務係長	鈴木教男

6 協議事項

選挙第1号 かすみがうら市教育委員会委員長の選挙について  
選挙第2号 かすみがうら市教育委員会委員長職務代理者の指定について  
議案第23号 かすみがうら市障害児就学指導委員会規則の一部改正について  
議案第24号 かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について  
議案第25号 かすみがうら市学校介助員設置要項の一部改正について  
議案第26号 下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに  
佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について  
議案第27号 平成26年度異動内示について

7 会議の概要

開会 午前9時00分

教 育 部 長 : 起立、礼、着席  
本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦勞様  
でございます。

教 育 長 : 最初に、石塚教育委員長の1年間の任期が終了しましたので、決定  
されるまで暫時、菅澤教育長に議長の職をお願いします。

委員長が決まるまでの間、進行を務めさせていただきます。本日は、  
5名の委員さん全員が出席されておりますので会議は成立いたします。  
これより6月の定例教育委員会を開会します。

最初に、選挙第1号「かすみがうら市教育委員会委員長の選挙につ  
いて」と、選挙第2号「かすみがうら市教育委員会委員長職務代理者  
の指定について」は非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙第1号と選挙第2号については非公開といたします。

【選挙第1号】「かすみがうら市教育委員会委員長の選挙について」  
(非公開)

【選挙第2号】「かすみがうら市教育委員会委員長職務代理者の指  
定について」  
(非公開)

これより、会議を公開といたします。これにて、議長の役を委員長  
に交代します。

なお、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

(休憩・席替え)

委 員 長 : それでは会議を再開いたします。

まず教育長より、事務報告を求めます。

教 育 長 : 資料教育長動静により報告する。(6月の教育長事務報告、内容省  
略)

委 員 長 : ただいまの報告について、何か質疑等ございましたらお願いします。  
委 員 : 授業力向上研修講座を下大津小学校と下稲吉小学校で実施したとの  
ことですが、何人の先生が参加し、今後の授業に反映できるのでしょ  
うか。

指 導 室 長 : 20人から30人参加しました。その際、授業を撮影して、ビデオ  
を、先生の研修等で利用していただくと考えております。

委 員 長 : その他、何か、ご質疑ありませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

特に無いようでしたら、早速、議事に移らせていただきます。議案  
第23号「かすみがうら市障害児就学指導委員会規則の一部改正につ  
いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

学 校 教 育 課 長 : かすみがうら市障害児就学指導委員会規則の一部を別紙のように改  
正します。

内容につきましては、障害児就学指導委員会条例の一部を改正する  
条例が第2回市議会定例会で可決されていることから、条例の改正に  
合わせ規則の一部改正を行うものであります。

委 員 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。

委 員 長 : 組織の名称が変わっただけで実施することは同じですか。

学 校 教 育 課 長 : 今までは、就学時に指導委員会が開催される内容でしたが、今後は  
就学後も指導委員会を開催して支援する内容になっております。

- 委員 長 : その他、何か、ご質疑ありませんか。  
 (「質疑なし。」の声あり)  
 質疑がないようですので、議案第23号「かすみがうら市障害児就学指導委員会規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声あり)  
 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号「かすみがうら市障害児就学指導委員会規則の一部改正について」原案のとおり決します。
- 学校教育課 : 次に、議案第24号「かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。  
 かすみがうら市教育支援委員について、かすみがうら市教育支援委員会条例第3条及び第4条の規定により、欠員となりました5名を委嘱するものです。
- 委員 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。  
 (「質疑なし。」の声あり)  
 質疑がないようですので、議案第24号「かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声あり)  
 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号「かすみがうら市教育支援委員会委員の委嘱について」原案のとおり決します。
- 学校教育課長 : 次に、議案第25号「かすみがうら市学校介助員設置要項の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。  
 かすみがうら市学校介助員設置要項の一部を別紙のとおり改正します。内容につきましては、議案第23号と同じく、障害児就学指導委員会条例の一部改正に伴い要項の一部を改正するものです。
- 委員 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。  
 (「質疑なし。」の声あり)  
 質疑がないようですので、議案第25号「かすみがうら市学校介助員設置要項の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 (「異議なし。」の声あり)  
 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号「かすみがうら市学校介助員設置要項の一部改正について」原案のとおり決します。
- 学校教育課長 : 次に、議案第26号「下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。  
 下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について、かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱第2条第2項の規定により、委嘱するもの19名、解職するもの21名です。
- 委員 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
- 委員 長 : 併せて、志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校の統合委員会については、今後、どの様な計画になりますか。
- 学校教育課長 : 現在、志筑・新治・七会・上佐谷統合小学校統合委員会は一時休止状況でありまして、今後は、千代田地区のPTA関係者や学校等と協議をして、早く協議を再開したいと考えております。
- 委員 長 : 一時休止の状況を早く再開し、協議を行う必要があります。
- 委員 : 下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の解職の時期ですが、教職員

- は3月末に異動しているのので、解職の時期は検討した方がいいと思います。
- 委員：委嘱者19名、解職者21名ですが、各小学校により委員会等の数が違うのでしょうか。
- 学校教育課長：基本、委員の人数と委員会の内容は、どの小学校も同じであります。各小学校に委員の選出依頼するなかで、佐賀小学校と安飾小学校のみ委員の人数が増えた内容になっております。
- 委員長：後日、下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員名簿を配布させていただきますので、よろしくお願ひします。
- 委員長：その他、何か、ご質疑ありませんか。  
 （「質疑なし。」の声あり）  
 質疑がないようですので、議案第26号「下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 （「異議なし。」の声あり）  
 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号「下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会委員並びに佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会委員の委嘱について」原案のとおり決します。
- 以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。事務局から1件の議案を追加したいとの申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。  
 （「異議なし。」の声あり）  
 ご異議なしとのことですので、1件の議案を日程に追加することにします。追加議案について配布願ひします。  
 （事務局から追加議案配布）  
 それでは、議案第27号「平成26年度異動内示について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 指導室長：議題第27号について説明（内容省略）
- 委員長：ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。  
 （「質疑なし。」の声あり）  
 質疑がないようですので、議案第27号「平成26年度異動内示について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
 （「異議なし。」の声あり）  
 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号「平成26年度異動内示について」原案のとおり決します。これにより、当委員会の議決書を県南教育事務所に提出いたします。
- 学校教育課長：次に、各課の事務報告及び事業計画の説明をお願いします。
- 学校教育課長：学校教育課の事業報告及び計画を説明（6月の事業報告及び7月の事業計画説明、内容省略）
- 指導室長：学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明（6月の事業報告及び7月の事業計画説明、内容省略）
- 生涯学習課課長補佐：生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明（6月の事業報告及び7月の事業計画説明、内容省略）
- 郷土資料館長：生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明（6月の事業報告及び7月の事業計画説明、内容省略）
- 図書館長：図書館の事業報告及び計画を説明（6月の事業報告及び7月の事業計画説明、内容省略）
- 霞ヶ浦公民館長：霞ヶ浦公民館の事業報告及び計画を説明（6月の事業報告及び7月

- の事業計画説明、内容省略)
- 千代田公民館長 : 千代田公民館の事業報告及び計画を説明(6月の事業報告及び7月の事業計画説明、内容省略)
- 委員長 : 各課から説明がありました。各課の事業報告等について、質疑ありませんか。
- 委員長 : 生涯学習課にお聞きしますが、6月12日の第2回新治小学校放課後子ども教室ですが、どのような内容をするのでしょうか。
- 生涯学習課課長補佐 : 第1回目は、新緑で遊ぼうという企画で、外でゲームを行い、第2回目は焼き物を作り、第3回目は音楽を楽しもうという期間でハンドベル作成を予定しております。
- 委員長 : 第2回目の焼き物教室の際、終わる時間が遅れたと聞いていますので、時間はできる限り守っていただくようお願いします。
- 生涯学習課課長補佐 : 今後は、時間を守るようにしますのでよろしくをお願いします。
- 委員長 : 郷土資料館にお聞きしますが、6月29日(日)の記念シンポジウム「幕末のまち かすみがうら市」は、参加者が多数と聞いていますが、どのように広報をしたのですか。
- 郷土資料館長 : 市内の施設にポスターを張り、ホームページ掲載を行い、後は、口コミ等で広まった模様です。
- 委員 : 6月29日のカヌー体験教室は中学生1人でも参加可能ですか。
- 生涯学習課課長補佐 : 最終日は、那珂川にてカヌー体験を行いますので、親と一緒に参加が必要となります。
- 委員 : 那珂川にてカヌー体験を行うのは、一部危険のある中、決まり、約束ごとなどを守り実施することは、中学生の経験として非常に有効かと思っておりますので、多数参加して欲しいと思っております。
- 委員長 : その他、何か、ご質疑ありませんか。  
(「特になし。」の声あり)  
特にないようですので、その他の事項に移ります。事務局から何かございますか。
- 学校教育課 : はい。学校教育課で「かすみがうら市いじめ防止基本方針(素案)」についてご説明させていただきます。  
最初に、策定に伴う趣旨につきましては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その対策について、国及び学校における対策が義務化され、地方公共団体にも地域の実情に応じた基本的な方針の策定などの対策が求められました。国では同年10月に国の基本方針を定め、平成26年3月には県の基本方針が策定されました、本市においても、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて学校、地域、家庭が取り組むために、市の取組、学校の取組、家庭、地域の連携及び役割などをまとめ、市のいじめ防止活動の推進を図るものです。  
次に、参考資料1「いじめ防止対策推進法」(概要)に基づき、市の基本方針を策定することになります。内容につきましては、1総則として、いじめの定義が示され、2いじめの防止基本方針等、3基本的施策・いじめの防止等に関する措置、4重大事態への対処、5雑則等になっております。  
次に、参考資料2「いじめ防止対策推進法に定める組織」として、地方公共団体は、いじめ問題対策連絡協議会や教育委員会の附属機関を置くことができることになり、学校はいじめ防止等の対策のための組織を置くこととなります。  
又、重大事態発生時は調査を行い、市長が再調査を行える規定になっております。

次に、参考資料3「茨城県いじめ防止基本方針」（概要）については、資料として添付させていただきました。

今後につきましては、「かすみがうら市いじめ防止基本方針」（素案）について、庁議で協議し、パブリックコメントを行い、基本方針（案）を作成します。そして教育委員会定例会、庁議等で協議し、市議会で関係条例の審議、教育委員会で関係例規の審議を予定しております。

素案につきまして、何かご意見等がございましたらよろしくお願ひします。以上で、学校教育課の報告とさせていただきます。

委員長： ただいまの報告について、何か、ございませんか。  
（「特になし。」の声あり）

事務局から他にございますか。

霞ヶ浦公民館長： はい。生涯学習課で「霞ヶ浦地区各地区公民館統廃合及び千代田地区への対応に関する検討経過」についてご説明させていただきます。

平成26年5月27日のかすみがうら市公民館運営審議会について、「周辺市町村の実情から鑑みても、各中学校区ごとに地区公民館を組織して、事業を展開することが適正である」との答申ができましたので、経過を踏まえご報告するものです。

最初に、平成23年度に事業仕分けを行い、公民館活動推進事業は要改善と仕分けされ、統合を検討し再編成を実施するよう指摘があり、千代田地区での地区公民館をどうするかも併せて検討するよう指摘されました。

次に、平成24年度に霞ヶ浦地区各地区公民館主事会、霞ヶ浦地区各地区公民館長・副館長・主事会議、霞ヶ浦地区各地区公民館運営審議会、かすみがうら市公民館運営審議会等で霞ヶ浦地区の統廃合について協議を行いました。

次に、平成25年度再度事業仕分けにて、公民館活動推進事業は要改善、霞ヶ浦地区公民館管理事業は霞ヶ浦地区だけに地区公民館があるのは不均衡であり、稼働率からしても不要・凍結と仕分けされました。その後、庁議にて地区公民館事業は統廃合を見据えたうえで、中学校単位で展開していくと決定され、平成26年市議会第一回定例会の全員協議会でも上記内容を報告しております。

今後の予定につきましては、中学校区ごとに公民館活動を展開するという方針を受けましたので、霞ヶ浦地区・千代田地区で協議を行い、最終的な方向性を今年度中に決定する予定でおります。

委員長： 以上で、生涯学習課の報告とさせていただきます。

委員長： ただいまの報告について、何か、ございませんか。

平成23年度の事業仕分けにより始まり、今回の報告ですが、もう少し期限を設けて事業を進め、又、人口が減っている中、新しい組織を作ることは、よく検討する必要があります。

その他、なにか、ございませんか。

（「特になし。」の声あり）

それでは、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。7月30日、水曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎の大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

教育部長： お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。  
起立、礼。

閉会 午前10時59分

委 員 長

書 記 齋藤隆男

書 記 鈴木教男